

問33 森林災害復旧事業は、どのような手続きで進められるのですか。

(答)

森林災害復旧事業の手続きは、次のように進められます。

- (1) 激甚な災害に相当すると見込まれる森林災害が発生した場合に、その災害による森林被害見込額と要復旧見込面積の把握を行います。
- (2) 森林被害見込額と要復旧見込面積とが激甚災害指定基準に定められた基準（A基準：全国的規模の激甚災害、B基準：地方的規模の激甚災害、局地激甚災害指定基準：市町村規模の激甚災害）のいずれかに該当する場合、その災害が激甚災害として政令で指定されます。
- (3) 激甚災害として指定された災害により、森林被害額が1,500万円（暴風雨による場合4,500万円）以上であり、かつ、復旧を要する森林面積が90ha（暴風雨による場合40ha）以上である市町村が、農林水産大臣によって告示されます。

なお、大火による災害にあっては、局地激甚災害指定基準において被害見込額が基準を超え、かつ、要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村となっています。

- (4) 大臣告示後30日以内に都道府県知事から提出される当該市町村に係る森林災害復旧事業計画概要書に基づき、財務省係官立会いのもとに、林野庁の係官による現地調査の上事業費の査定が行われ、復旧に要する事業費が決定されます。

原則として、以上の作業の後、実施基準に従って被害木等の伐採及び搬出、倒木起こし等の事業が行われることとなります。

森林災害復旧事業の手順

